

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 運営委員会規則

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）定款第 40 条に基づき、運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものである。

- 2 運営委員会は、理事会の定めた事項の協議・企画・立案・遂行を図る。
- 3 運営委員会は、前項の事項を円滑に図るため、理事会の意向を受け、その権限の一部を執行する。

(構成)

第 2 条 運営委員は 20 人以内とし、正会員又は正会員である団体の代表者の中から理事会が任命する。但し、各部会の部会長又はそれに代わる代表者 1 人を必ず含むものとする。

- 2 運営委員会に、運営委員会委員長（以下「委員長」という）1 人並びに運営委員会副委員長（以下「副委員長」という）若干名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、理事を務める運営委員の中から、理事会が任命する。
- 4 委員長は、運営委員会を代表し、その業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

(任期等)

第 3 条 運営委員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された運営委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 前項の規定により運営委員が欠けたときは、理事会はこれを補充することができる。

(解任)

第 4 条 運営委員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、理事会において、弁明の機会を与えた上で、出席者の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 運営委員として、定款並びにこの規則に明らかに反する行為があったとき

(機能)

第 5 条 運営委員会は、理事会の定める事業遂行のため、次の各号に掲げる事項を議決・実施し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 事業の具体的な計画・執行に関する事項
- (2) 部会に関する事項についての意見具申
- (3) 運営委員会直轄のプロジェクトチームの設置に関する事項
- (4) 職員の任免並びに事務局組織運営事項についての意見具申
- (5) その他、ネットワーク会議の事業遂行についての重要事項の意見具申

(開催等)

第 6 条 運営委員会は、月 1 回以上委員長が開催する。

2 運営委員会は次の各号に掲げるいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって、委員長に開催の請求があったとき

3 運営委員会を開催するときは、緊急を要する場合を除き、開催日の少なくとも 5 日前までに、適宜の方法により、運営委員に通知しなければならない。又必要に応じて役員にも通知することとする。

(定足数)

第 7 条 運営委員会は、運営委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議事)

第 8 条 運営委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した運営委員がこれにあたる。

2 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 理事及び監事は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 議事録は、定款の例に倣い事務局が作成し、委員長及び議長が記名押印し、事務所に保管する。

(プロジェクトチーム)

第10条 運営委員会は、理事会の指示により、特定のプロジェクトの企画・立案及び推進を図るため、運営委員会直轄のプロジェクトチームを設置することができる。

(スタッフ会議)

第11条 運営委員会は、その迅速且つ円滑な執行を図るため、次の各号に掲げる事項を遂行するスタッフ会議を置くことができる。

- (1) 運営委員会で審議する案件の事前検討及びその結果の提案
- (2) 運営委員会での決定事項の具現化支援
- (3) その他、運営委員会からの要請事項の処理

2 スタッフ会議の構成員は、運営委員長が人選し、運営委員会の承認をもって当てるものとする。

附 則

1 この規則は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。

2 設立当初の運営委員の任期は、第3条の規定にかかわらずネットワーク会議の成立の日から平成19年6月30日までとする。